

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画見直し（素案）に対する市民意見と市の考え方

① 今泉クリーンセンターへの生ごみ資源化施設整備について
ア 候補地の選定の手法や立地の考え方について

No	意見内容	市の考え方
1	② 37頁：家庭系生ごみの資源化 に於いてサイトの選定にあたってはどのような手法を取る考えか不明。 鎌倉市一般廃棄物処理施設等（迷惑施設）は5つの行政区域ごとに公平？に分担してもらう、言い換えると迷惑施設は街のはずれに配置するとする旧態依然とした考えを改める必要性に気付いてほしい。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 ごみ処理施設の候補地を選定するに当たり、法規制等から考察すると、原則立地可能な工業系の用途地域は、市街化区域全体の約9.5%と非常に狭いエリアであること、また、市街化調整区域を中心とした古都保存法や緑地関連法令等の規制がある土地について、市が自ら都市的な土地利用への転換を図ることは、好ましくないことから、ごみ処理施設の新たな適地は見い出せないと認識しています。 また、ごみ処理施設や下水道施設は、処理手法や処理量に応じて焼却施設、各種資源化施設、し尿処理施設等複数の施設整備が必要であり、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えています。これらのことから、本市の土地事情を考えると、既存のごみ処理施設については、建替えや新たな施設の建設にあたり、引き続きごみ処理施設として、活用することを周辺住民の皆様をお願いしております。 こうした状況を踏まえ、市の記録に残っている限りにおいて平成19年度（2007年度）以降、今泉クリーンセンター焼却停止に当たっての地元住民との協議において、引き続きごみ処理施設として活用したい旨を説明してまいりました。その後、様々な活用方法についての検討、提案を経て、平成29年（2017年）12月に生ごみ資源化施設に活用したい旨説明を行ったものです。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
2	③ 65頁：（2）今泉クリーンセンター・・・ごみ処理施設としての利活用を検討します。 何故、ごみ処理施設でなければいけないのか？ごみの処理は鎌倉市民全てに係る大きな問題の筈 市が所有するすべての場所について所管部局を超えた見直しをかける姿勢を強く求める。	
3	4、上記3、に関しては今泉CCと名越CCは現存するから、先ず場所有りき！で利活用したい！ と言う計画だが、基本的に考えが間違っている。50年もご苦労を掛けたから今後は別の場所で遣と言うのがマトモな考え方。市広報の「市民が主役の新しいまちづくり方針」は撤回したのか？先ずはシステム、方式の優劣も含め～最新の正しい総合コスト・経済性算定で比較評価を示すべきです。 イブレニシテモ施設設置場所は僻地への設置でなく、ごみ需要地のど真ん中・市庁舎に併設とか、校区別に分散設置で市が標榜する地球危機・SDG s エネルギロス削減に繋げるのが正当な考え方でしょう。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 ごみ処理施設の候補地を選定するに当たり、法規制等から考察すると、原則立地可能な工業系の用途地域は、市街化区域全体の約9.5%と非常に狭いエリアであること、また、市街化調整区域を中心とした古都保存法や緑地関連法令等の規制がある土地について、市が自ら都市的な土地利用への転換を図ることは、好ましくないことから、ごみ処理施設の新たな適地は見い出せないと認識しています。 また、ごみ処理施設や下水道施設は、処理手法や処理量に応じて焼却施設、各種資源化施設、し尿処理施設等複数の施設整備が必要であり、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えています。これらのことから、本市の土地事情を考えると、既存のごみ処理施設については、建替えや新たな施設の建設にあたり、引き続きごみ処理施設として、活用することを周辺住民の皆様をお願いしております。 こうした状況を踏まえ、市に残っている記録を見ますと平成19年度（2007年度）以降、今泉クリーンセンター焼却停止に当たっての地元住民との協議において、引き続きごみ処理施設として活用したい旨説明してまいりました。その後、様々な活用方法についての検討、提案を経て、平成29年（2017年）12月に生ごみ資源化施設に活用したい旨説明を行ったものです。 「50年も苦労を掛けたから別の場所で」という御意見は、十分理解しており、また、これまでの御協力に感謝しております。 しかしながら市内に新たな適地が見い出せない中、ごみ処理には複数の施設整備が必要となるため、今泉クリーンセンター用地は本市のごみ処理を安定的に進めるうえで、大変重要な用地であり、引き続きごみ処理施設として活用したいと考えております。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
4	受益と負担は全市民公平であるべきで、今泉クリーンセンターは50年も負担させたのだから未負担の場所であるべし。例えば、市庁舎を建てるならその敷地内に建設しては如何。焼却炉も進化して何処に建てても影響はないと思われる。	
5	② 一般廃棄物処理施設・ごみ処理施設は鎌倉市全地区で公平に分担し処理すべきで、現状のように大型車で今泉CCに一度集約し再度小型車に分散し運び出すような無駄なことはせず、学校給食処理で行っているように小地区で処理する方法を検討してはどうか。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 御意見のとおり、ごみ処理施設は、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当と考えており、現在、いわゆる迷惑施設と言われるごみ処理施設や下水道施設は市内に分散して配置しています。 その分散の方法については、①同じ処理をする小規模施設を複数配置する考えと、②役割の異なる施設を各地域に分散する考えがあります。どちらにするかは、施設の性格、立地場所の有無、効率性、費用効果等を総合的に判断するものと考えます。分散する場合、規模は小さくてもごみ処理施設として整備することになり、法規制や既存施設との併設を考慮すると、立地場所の確保は難しい状況と考えています。また、平成31年（2019年）3月の環境省通知（「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」環循適発第1903293号）では、環境面、財政面、効率性を踏まえごみ処理施設の集約化を挙げていることも考慮すると、②で進めることが妥当と考えています。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、現行の今泉クリーンセンターでは事業系の燃やすごみを収集運搬事業者が搬入し、市が大型車に積み替えて名越クリーンセンターに効率的に運搬しています。

ア 候補地の選定の手法や立地の考え方について

No	意見内容	市の考え方
6	立地政策は、受益者多数に近いところに施設を整備することが、脱炭素化の観点からも、基本です。地産地消もその視点です。電発のように実需地域から遠隔地に設置する愚は輸送距離、脱酸素、災害対応などの観点からも避けるべきです。ごみ処理についても同様です。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 御意見のとおり「受益者多数に近いところに施設を整備する」という考えもありますが、ごみ処理施設や下水道施設は、処理手法や処理量に応じて焼却施設、各種資源化施設、し尿処理施設等複数の施設整備が必要であり、本市の土地事情から市内に新たな適地が見い出せない中、特定の地区に集中しないよう、負担の公平性の視点も踏まえ、市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えています。 御意見にある収集運搬による環境負荷については、第3次一般廃棄物処理基本計画における試算では、ごみ処理による温室効果ガスの年間総排出量が13866.9トン-CO2で、そのうち収集運搬からの排出量が465.8トン-CO2と3.5%程度であり施設の建設場所による影響はごく少量です。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
7	私のうちでは、生ごみはすべて（骨以外）庭のコンポスト2台と素焼きのコンポスト1台で庭の植栽との栄養に回る循環で暮らしています。前の公園の桜の道路に落ちたものも喜んでうちの庭の栄養です。柑橘類4本と梅ノ木の肥料は買うことなく立派に実を着けています。 さて、広域処理も三浦からも横須賀からも離れて、丹沢のほうへ運ぶ話もなくなりました。土地の少ない鎌倉で地方の形を見て、人口17万人の生ごみ処理機は難しいし、成功例はありません。これからの先の交通機関の未来から、広域化からの転換を提案いたしたいと思います。 【中学校区のエリアに一つ、生ごみ処理施設を設置すること】 配送距離の転換・自区処理による鎌倉市民の環境問題喚起（自分のごみは自分の地域で） 地球にやさしく自然に寄り添って生きる鎌倉らしい方向を目指したいと思います。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 ごみ処理施設は、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えており、現在、いわゆる迷惑施設と言われるごみ処理施設や下水道施設は市内に分散して配置しています。 その分散の方法については、①同じ処理をする小規模施設を複数配置する考えと、②役割の異なる施設を各地域に分散する考えがあります。どちらにするかは、施設の性格、立地場所の有無、効率性、費用効果等を総合的に判断するものと考えます。分散する場合、規模は小さくてもごみ処理施設として整備することになり、法規制や既存施設との併設を考慮すると、立地場所の確保は難しい状況と考えています。また、平成31年（2019年）3月の環境省通知（「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」環循適発第1903293号）では、環境面、財政面、効率性を踏まえごみ処理施設の集約化を挙げていることも考慮すると、②で進めることが妥当と考えています。 また、好気性微生物を活用した生ごみ及び下水汚泥の処理施設については、実績のある事業者を確認したところ、令和3年（2021年）3月末現在で、本市が計画している規模以上（日量24トン以上）の施設は国内に14施設あるとのことです。技術的には発酵槽を複数設置するなどにより、処理が可能とのことです。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
8	1. 「生ごみの資源化」については、白紙撤回を。 設置場所は明記されていないが、今泉に計画されていることは明らかである。そもそも場所を明記しないで基本計画と言えるのか。半世紀近くにわたって、焼却に伴う被害を受けてきた場所に匂いや虫の被害が想定される施設を作ることは容認できない。 市内全域の生ごみを今泉まで運ぶ環境負荷を考えるなら、せめて5 地域の一つずつの施設整備をすべきである。大きな仕掛けはいらないというのならできるはずである。焼却に比べて経費が抑制されるというが、収集方法等も明らかにしないなかでの数字は信用性に欠ける。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 今泉クリーンセンター焼却停止後について、引き続き、ごみ処理施設として利用したい旨を平成19年度（2007年度）以降、地元協議において、様々な活用方法についての検討、提案を経て、平成29年（2017年）12月に生ごみ資源化施設に活用したい旨説明を行っておりますが、本計画素案には、地元との関係を考慮して生ごみ資源化施設の候補地としての今泉クリーンセンターの名称は、載せておりません。 ごみ処理施設は、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えており、現在、いわゆる迷惑施設と言われるごみ処理施設や下水道施設は市内に分散して配置しています。 その分散の方法については、①同じ処理をする小規模施設を複数配置する考えと、②役割の異なる施設を各地域に分散する考えがあります。どちらにするかは、施設の性格、立地場所の有無、効率性、費用効果等を総合的に判断するものと考えます。分散する場合、規模は小さくてもごみ処理施設として整備することになり、法規制や既存施設との併設を考慮すると、立地場所の確保は難しい状況と考えています。また、平成31年（2019年）3月の環境省通知（「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」環循適発第1903293号）では、環境面、財政面、効率性を踏まえごみ処理施設の集約化を挙げていることも考慮すると、②で進めることが妥当と考えています。 また、施設整備にあたっては、周辺への環境調査や臭気対策を確実に行之い周辺への影響が無いレベルを確保できるよう万全を期してまいります。 害虫の発生抑制については、生ごみ資源化の発酵過程で高温（70度以上）になるため、雑菌や虫の死滅が可能で、また、二重シャッターにより虫の侵入を防止するとともに、捕虫器や捕虫紙で虫が発生していないか確認をします。先進事例では、この方法により施設内外の幼虫、成虫の発生はないとのことです。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

ア 候補地の選定の手法や立地の考え方について

No	意見内容	回答内容
9	(P.64) (2)資源化施設 「新たな生ごみ資源化施設は…周辺環境への影響を十分検証した上で…処理体制を構築する」とあり、何故か鎌倉市長も環境部長も皆さんが口を揃えて「今泉ＣＣでお願いします」と我々には度々要請しているにもかかわらず本素案には全く触れられていない。設置場所は未だに白紙と了解してよいか？それとも何かトリッキーなことを考えて敢えて、ここでは、今泉ＣＣの名を出さずにおいているのか？	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 市に残っている記録を見ますと平成19年度（2007年度）以降、今泉クリーンセンター焼却停止に当たっての地元住民との協議において、引き続きごみ処理施設として活用したい旨説明してまいりました。その後、地元協議において様々な活用方法についての検討、提案を経て、平成29年（2017年）12月に生ごみ資源化施設に活用したい旨説明を行っておりますが、本計画素案には、地元との関係を考慮して生ごみ資源化施設の候補地としての今泉クリーンセンターの名称は、載せておりません。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
10	1) 家庭系生ごみの資源化について 基本計画にある、「鎌倉市全体の家庭系生ごみの資源化施設」を今泉クリーンセンターに建設することは、臭気問題や収集車両の影響等により、反対である。 他の地区で「鎌倉市全体の家庭系生ごみの資源化施設」の建設用地の確保ができなければ、地区ごとに「家庭系生ごみの資源化設備」の導入を検討してはどうか。小中学校に生ごみの資源化設備を設置することができれば、生ごみの運搬距離が短くなるだけではなく、環境教育の面でも役に立つのではないか。	長年にわたり、今泉クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 生ごみ資源化施設の運営にあたっては、法令に定められた臭気に関する基準がありますので、周辺環境への影響が無いよう、脱臭設備を設置します。臭気対策の基本的な考え方は、施設内部の空気を吸引することで、内部の臭気が外に出ないようにするとともに、吸引した空気を、臭気特性に応じた脱臭設備を通過させることで、臭いの原因を除却した後、外気に放出します。先進事例のうち栃木県小山広域保健衛生組合では、本市職員が、視察の際、排気口近くの空気を確認したところ臭いはありませんでした。また、長野県東御市の施設については、敷地の外では臭いはありませんでした。 搬入車両台数は、今泉クリーンセンターで約31,000トン焼却していた頃の平成7年度(1995年度)は、年間約30,000台でした。中継施設として年間約10,000トンの事業系ごみを受け入れて、名越クリーンセンターへ搬出を行っている現在は、令和元年度（2019年度）実績で年間約26,000台です。生ごみ資源化施設を整備した場合、現在行っている事業系ごみの受け入れ、名越クリーンセンターへの搬送がなくなり、代わりに約6,400トンの生ごみ搬入と、減容化後にできる約600トンの堆肥を搬出することになり、年間の搬入車両台数は約15,000台と試算しており現在より車輛台数は減少すると推計しています。 いわゆる迷惑施設といわれるごみ処理施設や下水道施設は、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えており、市内に分散して配置しています。 その分散の方法については、①同じ処理をする小規模施設を複数配置する考えと、②役割の異なる施設を各地域に分散する考えがあります。どちらにするかは、施設の性格、立地場所の有無、効率性、費用効果等を総合的に判断するものと考えます。分散する場合、規模は小さくてもごみ処理施設として整備することになり、法規制や既存施設との併設を考慮すると、立地場所の確保は難しい状況と考えています。また、平成31年（2019年）3月の環境省通知（「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」環境適発第1903293号）では、環境面、財政面、効率性を踏まiegみ処理施設の集約化を挙げていることも考慮すると、②で進めることが妥当と考えております。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

イ 生ごみ資源化手法について

No	意見内容	市の考え方
1	・P23 文中 大規模な設備が不要な施設は、好気性微生物施設だけではないと思います。現時点で方式を限定してしまうと別の方式に移行できなく、後々首を絞めることとなります。陳情が採択された現状から、住民の意向を無視し強行するのは、行政の強引なイメージを市民に植え付けるだけかと思います。好気性微生物以下引き続きまでを削除、最適な施設の整備方法の検討以降は削除すべきと考えます。	生ごみの資源化の手法は、様々な資源化手法のメリット・デメリットを整理した上で、大規模な施設整備が不要で、施設運営に係るコストも廉価に抑えることができ、技術的にも実績のある好気性微生物を活用した生ごみ資源化施設を整備することとしています。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
2	2. ごみ処理施設の整備において（63頁） 家庭系生ごみ処理場を、市内に好気性微生物を活用した新たな施設を整備するとの記述があるが、その施設を受け入れる住民合意は存在するのか甚だ疑問。規模を大きくするにはハードルが高く、小規模施行例はあるものの既に廃止状況。2018年鎌倉市議会にて今泉クリーンセンター内敷地に微生物によるごみ減容化予算を削除した経緯もあり、65頁の今泉クリーンセンターの末文、「併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討する」は今更の感があり手順前後とならぬ様抹消すべきである。	生ごみや下水道汚泥などについて好気性微生物を活用した資源化施設としては、30施設の実績を有する事業者を確認したところ、令和3年(2021年度)3月末現在で、認可処理量が日量24トン以上の施設が14施設あり、処理実績としては年間5,000トン以上の施設が9施設あります。施設整備に当たっては、先進事例を十分参考にしながら安全で安心な施設づくりを行ってまいります。 今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
3	生ごみ資源化施設は、「減容化」施設かもしれないが、「資源化」施設とは言えない。温室効果ガスがかなり排出される「ゆるやかな焼却」であり、環境に優しいとも言えないのではないか。	好気性微生物による生ごみの処理は、他市の事例では発酵の過程で生ごみの約90%（重量ベース）が減容され、10%が堆肥となり、市民に配布するなどして活用しています。 本市で行う場合には、分別協力率を勘案すると年間約6,400トンの生ごみを処理し、600トンの堆肥が生成されると見込んでおります。 温室効果ガスの排出量については、平成31年（2019年）3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」において、焼却施設を建設した場合と建設せずに生ごみなど徹底した資源化を進めた場合について比較した結果、資源化を進めた方が優位であると評価しています。 焼却した場合と好気性微生物による資源化処理をした場合の温室効果ガスの比較をする際に、生ごみの処理だけに限って比較することは非常に困難であることから、「将来のごみ処理体制についての方針」では、環境省の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインを基に算定し全体で比較をしています。
4	（P.37）施策1－4 再生利用の推進（1）家庭系生ごみの資源化 微生物による生ごみ資源化の最適な方法とは？すでに最適な方法は検討されたのか？これからか？最適かどうかの判断基準は？誰が判断するのか？責任体制は？ 「臭気対策は先進事例を研究」とあるが、万全対策を講ずるに価するような先進事例はあるのか？どこの事例を言っているのか具体例を示して下さい。“万全対策”の万全かどうかの判断/評価は市役所の担当が勝手に万全と評価する程度のことを考えているのか？具体的な数値等、客観的根拠を示す上での評価でないとかバカバカしいとの批判を受けます。	生ごみの資源化の手法は、様々な資源化手法のメリット・デメリットを整理した上で、大規模な施設整備が不要で、施設運営に係るコストも廉価に抑えることができ、技術的にも実績のある好気性微生物を活用した施設整備を図ることとしています。 臭気対策の先進事例として長野県東御市及び栃木県小山広域保健衛生組合の生ごみ資源化施設があります。 生ごみの資源化施設の臭気の発生は生ごみを搬入する時に生じる臭気、一次発酵槽から出る臭気、二次発酵を促すために重機で切り返しを行う際に生じる臭気があります。 東御市は、受け入れ時及び二次発酵槽から発生する臭気については施設内の空気を吸引して脱臭設備に送るための装置を付けることにより、施設の外に臭気が漏れるのを防いでいます。一次発酵槽から出る臭気は、密閉されたままダクトを通り、同様に脱臭設備に送られます。脱臭設備では、集塵機によりチリやほこりを除去した後、臭いの成分中のアルカリ成分を酸洗浄塔にて除去し、酸成分をアルカリ洗浄塔にて除去して、臭いを感じない成分に変えます。最後に、木製チップを利用した生物脱臭槽において、チップ内の微生物の働きにより臭いの成分を分解・吸収して臭いを消した後、大気中に放出します。また、施設の出入り口は二重シャッターとし、高速で開閉する2つのシャッターが同時に開くことがないように設定されており、施設内に臭気が発生しても外に漏れないように設計されています。 小山広域保健衛生組合は、隣接する公園や健康センターに影響がないような配慮がされています。吸引した臭気は、東御市と同様にアルカリ洗浄、酸洗浄を行い、最後に活性炭による吸着を行って、臭気を除去した空気を大気に出します。 いずれの施設も職員が視察を行い、臭気が外部に漏れていないことを確認しております。

ウ 陳情書や要請書による反対表明について

No	意見内容	市の考え方
1	3、P64, 65の表現；（2）今泉クリーンセンター 焼却停止後の平成 27 年（2015 年） 4 月以降、事業系の燃やすごみ等を名越クリー ンセンターへ搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討します。 ⇒中継施設とごみ処理施設の 2 つに利用する、との事だが飛んでも無い。“検討した上で不可なら、無論、活用しない“と言う事ですね！既に反対陳情書、3町内会要請書の白紙撤回要請で不可！と宣言済。	「中継施設とごみ処理施設の 2 つに利用する」との御意見について、今泉クリーンセンターの現在の施設は、名越クリーンセンター稼働停止後に整備する予定のごみ処理施設（家庭系燃やすごみ及び事業系ごみの中継施設）が稼働するまでの間、中継施設を継続する必要があることから、今後、今泉クリーンセンター連絡協議会と協議し、住民の皆様の御理解を頂けるよう十分説明いたします。 生ごみ資源化施設については、小規模（日量 5 トン未満）の施設を整備して検証した後に日量 24 トンまで拡大して施設を整備することを計画しています。 現在の計画では、小規模施設の稼働開始は最短で令和 6 年度の稼働、令和 11 年度に日量 24 トンの施設を稼働することとしています。 施設を計画どおりに整備すると、令和 6 年度は、現在の事業系燃やすごみの中継に加え、生ごみ小規模施設が稼働します。
2	① この機に及んで「第三次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画見直し（素案）に今泉 CC の「文言」が入って策定されていることは腑に落ちない。今泉・今泉台・岩瀬地区は従来の計画には反対であり、市当局も理解している筈である。平成 2 7 年 3 月 1 6 日の「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について（答申）」の中で住民との信頼関係・住民の理解を得ることが必要とあるが、地区全体が反対であり答申が全く反映されていない。	名越クリーンセンター稼働停止後の施設整備期間として予定している令和 7 年度から令和 8 年度は、現在名越に直送している燃やすごみを現在の今泉の中継施設で受入れ、今泉から逗子市の焼却施設や民間の資源化施設等に搬出することになり、この 2 年間は年間の受け入れごみ量が最大で約 30, 000 トン（現在は事業系燃やすごみ約 10, 000 トン）、車両台数は 1 日当たり約 130 台（現在は約 80 台）と見込んでいます。 これらは、今泉クリーンセンターにおいて 2 炉運転で焼却を行っていた当時と同様ですが、逗子市との市境の地域については、今泉を経由せずに逗子市に直送する方が効率的であることから、逗子市と運搬方法等について協議を始めています。
3	P65 併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討します。は削除すること。 この点については、地域住民及び町内会からも市当局、市議会に反対意見がすでに提出されています。	名越クリーンセンター用地の施設整備終了後に、今泉クリーンセンターを解体して生ごみ資源化施設の拡大工事を行うこととし、拡大工事の期間は、名越に新たに稼働する中継施設で事業系及び家庭系の燃やすごみを受け入れます。 日量 24 トンの生ごみ資源化施設稼働後は、今泉クリーンセンターは家庭系生ごみ、名越クリーンセンターは事業系燃やすごみ（全量民間施設で資源化する計画）及び家庭系の燃やすごみを受け入れる計画です。 生ごみ資源化施設は、ゼロ・ウェイストを目指すため不可欠な施設と考えております。ごみ処理施設や下水道施設は、処理手法や処理量に応じて焼却施設、各種資源化施設、し尿処理施設等複数の施設整備が必要であり、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内 5 地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えています。本市の土地事情を考えると、既存のごみ処理施設については、建替えや新たな施設の建設にあたり、引き続きごみ処理施設として、活用することを周辺住民の皆様をお願いしております。大船地域についても、引き続きごみ処理施設として担っていただきますようお願いをしております。
4	P 64、65の表現だと今泉クリーンセンターは名越クリンセンターへの中継施設と併せてごみ処理施設として利活用とあるが既に反対で白紙撤回のはず。	今後、地元住民の皆様には十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

エ 今泉クリーンセンター管理運営協定について

No	意見内容	市の考え方
1	・P65 (2) 今泉クリーンセンター ゴミ処理施設としての利活用を検討の文面は削除願います。3町内協定書ではあくまでも中継施設として明記されており、ごみ処理施設としては不可です。そのまま推し進めるのであれば協定書の存在自体に意味がなく何のために協議し押印したのか？また、今後、別件で行政と各地域の調整事項が発生した際に交わされる協定書は、協定違反を起こし行政が強行できる前例になってしまいます。	「協定書ではあくまでも中継施設として明記されており、ごみ処理施設としては不可です。」との御意見ですが、平成28年（2016年）5月に締結した「今泉クリーンセンターの管理運営に関する協定」は、締結当時、ごみ処理施設としての活用について、市が生ごみ等小規模な資源化施設の検討をするとしていたため、第2条を「本施設は中継施設として使用するものとし、乙が（市が）中継施設以外の用途を定めようとするときは、甲（3町内会）に対し、その目的、施設概要、環境負荷、使用期限等について、誠実に説明し、甲の同意を得るものとする。」と規定し、中継施設以外の用途を定める場合について定めたものです。 今後も引き続き、第2条の規定内容を遵守してまいります。
2	P65 今泉クリーンセンター：・施設の利用内容が変わるときは3自治会の了承が必要との協定書があり、このことは厳守してもらいたい。	
3	（P.65）(2)今泉C C 「中継施設として稼働を継続」とあるが、住民との協定は、平成28年5月26日から10年間になっている。継続することには、住民の賛成はとても得られるような状態にないことは御存知ありませんか。 加えて、松尾市長が令3年3月9日午前10時頃今泉台を訪問され、住民と面接された際、「中継施設の契約日が平成28年5月であるにもかかわらず、その1年余り前の平成27年4月にはもう既に中継業務が今泉C Cで行われていた事実」を告げられ、そのようなことには無頓着であられた松尾市長が驚かれた。 つまり、法的に言えば此の中継施設の10年整備は無効と判断されかねないということ。	施設運営は、必ずしも協定が必要ではありませんが、地元の御理解と御協力のもとに施設運営を行うために締結したものです。協定の期間は、締結当時計画をしていた新焼却施設稼働に合わせたものです。その後については、ごみ処理施設としての利用の継続を「今泉クリーンセンター連絡協議会」に説明してまいりました。 また、焼却停止後に中継施設として活用することは、平成27年（2015年）3月7日開催の「今泉クリーンセンター連絡協議会」で正式に報告を行っています。協定の締結時期は、当該協定の締結と併せて協議を行っていた、粗大ごみ手数料の減免措置について協議が整い次第、締結するとの町内会の意向を踏まえ対応したものです。

オ 今泉クリーンセンターの利活用について

No	意見内容	市の考え方
1	「ごみ処理施設としての利活用を検討します」とあるが、どんなごみ処理施設を考えているのか不明、「利」活用とはどんな意味か、「利」とは誰にとって「利」なのか？これが即ちP.64(2)で、設置場所を不明のままとしておいて（P.65）(2)と書いてあるでしょうと環境部としては言いたいのかあまりに姑息と笑われますよ。	「どんなごみ処理施設を考えているのか。」については、生ごみ資源化施設の活用を考えております。 具体的に活用内容を明記していないのは、今泉クリーンセンター焼却停止後について、引き続き、ごみ処理施設として利用したい旨を平成19年度（2007年度）以降、地元協議において、様々な活用方法についての検討、提案を経て、平成29年（2017年）12月に生ごみ資源化施設に活用したい旨説明を行っておりますが、本計画素案には、地元との関係を考慮して生ごみ資源化施設の候補地としての今泉クリーンセンターの名称は、載せておりません。
2	2) 植木剪定材の処理施設について 植木剪定材は、現在山梨県に運んで処理をしているが、運搬のために石油を消費するといった、環境面と費用面で問題がある。今泉クリーンセンターに、植木剪定材のチップ化、及び堆肥化施設の建設を検討してはどうか。	植木剪定材については、令和2年（2020年）9月より事業者を変更して茅ヶ崎市にある事業者の工場まで搬出し、チップ化して土壌改良材やバイオマス発電燃料に利用しています。植木剪定材については、家庭系の他、事業者から出される樹木があり、大型の破砕機や重機、堆肥の置き場所が必要であることから市が施設を整備するより、民間事業者に業務委託の方が費用対効果が高いと考えています。

カ 民間事業者への委託について

No	意見内容	市の考え方
1	③ このゴミ問題については市議会でも、委員会でも今泉C Cでの処理は反対が決議されており、委員会においても市側から反対であれば外部業者に委託するとの発言もあったと聞いておりますのでそのように進めて欲しい。	令和2年(2020年)2月4日に「今泉クリーンセンター候補地とする生ごみ資源化施設の整備を強行しないことを求めることについての陳情」が市議会に提出され採択をされています。その趣旨は、「住民の不安が払拭されない限り、拙速に進めることがないように。」というものです。審議の中で、議員からの「住民の反対で施設建設が出来なかったらどうするのか。」との質疑に対してリスク管理として民間事業者に委託して焼却などの処理ができるようにすると答弁したものです。 生ごみ資源化施設は、必要な施設であり、住民の皆様の御理解を頂けるよう十分説明してまいります。

② 市の新たな方針について

No	意見内容	市の考え方
1	＜全体像＞ ・焼却と焼却以外の方法の見通しが立たない状況で、焼却施設を建設しない方針を発してしまった点を見直し撤回すべきと考えています。既にしっかりとした形でごみ処理方法が稼働している中での宣言ならば理解できますが、現状、発すべき方針でなかったと考えます。 ・本来ゼロウェストとは、ごみの量を減らすことを目的としたもので、逗子市で燃やすことは単に責任転嫁であり、地球規模のごみ量としては何も変わっていないと考えます。 ・答の無いまま彷徨い、住民に反対されても、唯一の答えとして、技術的に不透明な生ごみ処理施設に解を求め押し付けるのは、あまりにも策がない行政を情けなく感じる。また、たった5 tの処理施設を整備しても解決にはならないのでは？ ・広域連携の今後の見通しと焼却施設と焼却外施設の技術を落ち着いて見極めるべきで、早急に焼却外施設に投資を進めるべきタイミングではないと考えます。 ・見栄を張らず、市内で処理する方式の目途が現時点では立たず、自区外処理頼ざるを得ない状況となった。しかし、ゼロウェストを目指す鎌倉として本来のゴミ削減活動を継続するため、引き続き広域連携と焼却、焼却以外の方式を模索していくと明言すべきタイミングと思います。	「将来のごみ処理についての方針」の背景として、全国においてごみ総排出量が平成19年度(2007年度)から28年度(2016年度)までの10年間で約15%減少し、焼却施設の焼却能力に約32%の余剰が生まれ神奈川県内でも同様であることが挙げられます。また、資源化の技術に着目すると事業者から出される生ごみを資源化处理する民間施設が神奈川県内に整備されました。さらに、香川県では燃やすごみを利用してメタン発酵で効率よく発電できる民間施設が稼働し、自治体からの受け入れ実績もあり、同様の民間施設が関東圏に建設されることが予定されていました。その後、令和3年度(20212年度)に稼働する予定で建設が進んでいます。 紙おむつについても資源化の官民共同の実証実験が始まっており、国も使用済み紙おむつのリサイクルを促すガイドライン策定に着手しておりました。令和2年(2020年)3月に環境省がガイドラインを策定しました。国土交通省も紙おむつの下水道処理によるガイドラインを策定中です。 これらの状況を踏まえ、令和11年度(2029年度)までに、現在約30,000トンある燃やすごみは10,000トンまで削減可能であり、エネルギー回収型の焼却施設建設と比較すると、徹底した資源化を進め、資源化することができない燃やすごみは、広域連携や民間施設で処理する方が、費用や温室効果ガスの排出量において優位であると評価しました。 また、ごみ処理の安定性についても、これまで本市の委託実績のある事業者を含めた複数の民間処理施設や他市との連携により確保できると判断して、平成31年(2019年度)3月に当該方針を公表したものです。 具体的な資源化策として家庭系ごみについて、生ごみ資源化施設を建設して約6,400トンの燃やすごみを削減します。また、紙おむつの資源化により、約1500トンの燃やすごみを削減します。紙おむつの資源化は、既に建材として資源化を図っている事業者があり、民間事業者でも様々な実証実験が始まっており、衛生用品の大手民間企業が既にリサイクル技術を確立し、令和4年度(2022年度)にはリサイクルされた紙おむつを発売することが報道されています。本市では、どのような処理手法にするのか、市内に施設を建設するのか民間事業者に委託するのか、技術の実用化の動向を見ながら判断いたします。さらに、分別を徹底して約1,000トンの燃やすごみを削減します。 事業系ごみについては、生ごみについて、市で受け入れるのではなく、食品リサイクル法に基づく民間の生ごみ資源化施設に誘導し、約2,250トン資源化します。また、紙おむつは、家庭系と同様の手法で資源化し、約760トン資源化します。生ごみや紙おむつを分別できない場合は、混合ごみとして市で一旦受け入れますが、乾式メタン発酵事業など民間施設に約6,700トン搬出して資源化することとし、その場合の処理手数料は事業者負担を求めます。これにより事業系燃やすごみは、令和7年度(2025年度)には全て資源化が可能になると見込んでいます。 以上の減量資源化策を進めることにより、家庭系ごみ約8,900トン、事業系ごみ約10,110トンを削減し、焼却量は令和11年度(2029年度)には焼却量が10,000トンとなる見込みです。 今後も引き続き、生ごみの資源化をはじめ様々な減量・資源化施策を推進してゼロ・ウェイストの実現を目指してまいります。
2	3. 次代に恥じないごみ問題の取り組みを。 鎌倉市のごみ問題への取り組みは、場当たり的であり、未来を見据えたものとは言えない。再考を。	
3	(P.1) 第1章計画の基本的事項 1.計画見直しの背景「将来のごみ処理体制についての方針」の中で、“鎌倉市における最適なごみ処理体制を明らかにした”とあるが、最適かどうかの評価は誰が、どのようにして行ったのか。実態に即したものであることの裏付けは何か。将来に亘って最適かどうかの評価に耐え得るものか。その判断は一体誰が行ったのか。	「将来のごみ処理体制についての方針」は、新たに焼却施設を建設する場合と建設せずに減量資源化を進める場合で、安定性、費用面、環境面で評価を行い、環境部で案を作成し、市の政策会議の協議を経て市として策定をしたものです。 評価にあたっては、30年間のコスト、令和11年度(2029年度)(当該方針に基づく資源化が完了する年度)の温室効果ガス排出量を試算しています。コストについては、プラントメーカーや他市へのヒアリング、本市の過去の実績を元に試算し、温室効果ガスは、環境省の「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」を元に試算しました。 当該方針を第3次一般廃棄物処理基本計画に位置付けるため、当該計画の見直しを進めており、このたび素案公表を行ったものです。
4	この計画の見直し案には反対です。ごみ処理広域化実施計画の策定について。最初の計画の焼却施設建設が地元住民の合意が得られず、突然焼却施設は建設せずに、2市一町の広域化の話となった。名越終了後、鎌倉の焼却ゴミを逗子にお願いする。将来的に鎌倉に生ごみ資源化施設、紙おむつ資源化施設を作ることの約束、又名越終了後の跡地に焼却ゴミの仮置場とする案。 この新しい資源化施設、跡地案もすべて地元住民との合意が得られていません。今泉地区に計画された生ごみ資源化施設は地元よりの陳情もでています。 市民は竹内市長時代から、当時6万トン余の焼却ゴミ半減にずっと協力し、又分別が徹底され現在はそれが半減されました。 協力してきた市民との合意がない計画は駄目です。ごみは市民に直接関わっていることですが、ごみの収集のみが関心事です。 市長へ強くこのことを訴えます。市民の一番身近な問題を、決定権のある人達で勝手に決めないで下さい。担当部署の方々にもこれを伝えます。 「SDGs都市」鎌倉 だからこそ独自の接続可能なまちづくりに向けた新しい計画は出来ないでしょうか！	平成2年度(1990年度)に約72,600トンあった燃やすごみをゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を推進し、平成30年度(2018年度)に約30,000トンまで削減できたのは、市民の皆様や事業者の御理解と御協力の賜物と感謝しております。 焼却施設の建設を断念したのは、施設候補地の住民の反対が理由ではなく、反対をきっかけとして本市のごみ処理体制を再度検討した結果によるものです。当時は、焼却施設予定地近隣住民との協議が平行線の中、名越クリーンセンターの稼働停止時期から逆算した必要な時期も間近に迫っておりました。可燃ごみの処理手法として、新たに焼却施設を建設する場合と建設せずに減量資源化を進める場合で、安定性、費用面、環境面で改めて評価を行い、焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方向に方針転換するのが妥当であると判断したものです。 安定的なごみ処理体制を構築するためには、市内に何らかのごみ処理施設が不可欠であることから、周辺住民の理解が得られるよう十分説明をしてまいります。 御意見にあるとおり、ごみ処理は市民の一番身近な問題でありますので、市民の皆様に市の考え方等を分かりやすく説明し、今後も引き続き、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化施策を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

③ ごみ処理施設の配置について

No	意見内容	市の考え方
1	②五地区が担うごみ処理について 今後はどこも外れる事なくしっかりとバランスを保つことが重要だと思います	長年にわたり名越クリーンセンターの運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。 ごみ処理施設や下水道施設は、処理手法や処理量に応じて焼却施設、各種資源化施設、し尿処理施設等複数の施設整備が必要であり、負担の公平性の視点も踏まえ、特定の地区に集中するのではなく市内5地域にそれぞれ配置することが妥当であると考えています。本市の土地事情を考えると、既存のごみ処理施設については、建替えや新たな施設の建設にあたり、引き続きごみ処理施設として、活用することを周辺住民の皆様をお願いしております。 新たに施設整備を図るに当たっては、地元住民の皆様に十分説明を尽くすとともに、皆様の御意見を伺いながら、地域に貢献できる施設づくりをしてまいります。
2	私が生まれ育った当時から近隣に「ゴミ焼き場」と呼ばれていた名越クリーンセンターがあり、建て替えられた現在の焼却場以前から運搬や焼却時の臭気・煤塵、ダイオキシン問題、交通騒音対策など派生する様々な問題や課題解決に向けた協議等を行い、その改善策を講じつつ現在に至っている。 ゴミ処理の問題は、その減量化も含め生活するすべての住民に大きく関わる全市的な課題であり、特に処理施設の運用についてはその既存の利活用も含め各エリアで分担・協力し対応していくことが重量です。 今後の具体化にあたっては、一部地域に偏る事は「絶対にないよう」強く求めるものです。	
3	私達、住民は約40年にわたり、名越焼却場の移転を要望してまいりました。しかし候補地の選定が進まず、市長が変わる都度、計画が頓挫し、それでも環境重視の観点から施設の改良等、市と協議し、今日に至っています。 地域から煙突が無くなることは歓迎します。地域から迷惑施設が無くなることが一番良いと考えるのは当然です。新たに施設建設を誘致することを是とする地域があります。「ごみ処理等」施設は市内それぞれの地域で相応の分担をしています。 どの様にすれば迷惑施設と言われる負担を軽減できるのか、今後住民と協議を重ね、解決することが望ましい。 「単なる反対」は良くない。新たな施設が環境（ほこり・臭気・騒音・交通量等）を重視したものとし、今以上により良い施設を作り、納得出来る物を構築することを望みたい。	

④ 焼却施設整備の必要性について

No	意見内容	市の考え方
1	P.62 災害時の処理について、バックアップ協定など考えていらっしゃるようですが緊急事態の時は、どこも自分の地域優先になるものです。自地域内に焼却施設が一つもない事は危険と考えます。地方によっては、コミュニティーの場として利用できる焼却施設もあるようです。ご検討ください。	ごみ焼却施設の整備に関する考え方につきましては、平成31年（2019年）3月26日に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」において、可燃ごみの処理手法として、新たに焼却施設を建設する場合と建設せずに減量・資源化を進める場合で、安定性、費用面、環境面で評価を行い、焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方向に方針転換するのが妥当であると判断しました。
2	2. 市内に焼却炉の整備を。 防災の観点からもサーマルリサイクルの視点からも質の良い焼却炉を市内に整備すべき。山崎の焼却炉整備については、地元の反対を受けて見直しを余儀なくされたにもかかわらず、そもそも広域処理が正しいというような言い方は是認できない。	焼却を否定するものではなく、資源化を進める方が費用面、環境面で優位であると判断したものです。 国においても、焼却施設は、中小規模の自治体が単独で保有するには財政的な負担が大きく、また、エネルギー回収の効率、廃棄物処理にかかる人材不足、気候変動への対応の必要性などから、広域化や民間活用による施設の大規模化・集約化を進める考えが示されています。
3	私は、市役所の敷地内または山崎の下水処理場に焼却炉を設置することが最善策だと思います。政府が推奨している焼却炉を設置して、発電できるなら市役所の電気をそれで賄う。まだ余裕があれば、山崎の下水処理場や武道館でもその電気を利用するとよいでしょう。もし、熱も利用できるなら市民の健康施設としてプールやお風呂の施設を作るのも良いかもしれません。 今後のごみ減少に不安があるなら、今の包装プラスチックや製品プラスチックの分別回収をやめればよいでしょう。これらは、100%再生に達していないのではありませんか。 100%の再生ができていないものは、市が責任をもって焼却するほうが環境のために良いと思います。外部委託の費用も運搬費も削減できます。それでも足りないなら、おむつも、選定した庭の木も焼却できるでしょう。 焼却して、上手にエネルギーを回収する、それこそエコです。排煙については、日本の技術で驚くほどの改善がされているのです。確立していないものに振り回されないでください。大切な税金を無駄にしないでください。 焼却炉設置を願う理由がもう一つあります。今後、必ず来るであろう南海トラフ巨大地震や、それに連動して起こるかもしれない首都直下地震などの災害に対するレジリエンス向上のために、絶対必要だと思うからです。 鎌倉では、関東大震災の時の津波で大きな被害が発生しました。今後の巨大地震でも、津波が起こるかもしれません。津波のがれきや宅地内から大量に出されるであろうごみは、できるがけ早く回収し、処理しなければなりません。家の中の災害ごみを出したいけれど、ごみ置き場がいっぱいで出せないとなると、市民の復旧・復興に向けた活動が始められません。 福岡市の産業廃棄物の会社に勤務する知人が、隣の朝倉市に災害援助に行ったというので、話を聞きました。彼は、災害ごみを車に乗せて遠くの焼却場まで走るとき、むなしくなると言っていました。ただ走っているだけで、その間は収集作業ができない。いつまでたっても、収集が追いつかない。焼却施設はそれぞれの自治体でしっかりしたものを作っておかないと、大きな災害の時は本当に大変なことになりますよ。そのように言っていたのを、思い出します。 また、福島県郡山市で産業廃棄物の会社を営んでいる知人は、放射能で汚染された表土を袋詰めしても廃棄する場所がない、袋に詰めたままそこに積んでおくしかなくて困っている、と言っていました。やはり自治体が、最後の最後まで自分のところで処理できる仕組みを作っておかないと大変だな、と感じました。 大規模災害が起きた時、もし外部委託をしていて、その委託先にいろいろな自治体からの焼却ごみが集中した場合、鎌倉市のごみだけを優先してもらうというわけにはいかないでしょう。とにかく、外部委託というのは、非常事態では最もまずい状態になると思うのです。道路事情も悪い中で、遠いところまで時間をかけて運んでいくのは、リスクが大きすぎます。横浜市や藤沢市がどんどん復興していく中で、鎌倉市の復興が遅れてしまうことは必至です。 自分の市のごみは、自分の市の中できっちり焼却する。 鎌倉市にとって、今は最高のチャンスだと思います。来るべき大震災を見据えたうえで、 「SDGs 11 レベル11.b 災害に対する強靱さを目指す、総合的政策及び計画を導入・実施した都市」レジリエンス都市かまくらを目指してはいかがでしょうか。	「ごみの減少に不安があるならプラの分別回収をやめて燃やせばよい」との御意見につきまして、プラスチックについては、令和3年(2021年)3月プラスチックごみ削減のための新法である「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」が閣議決定し、今国会で審議される予定であり、令和4年度(2022年度)の施行を目指すとしています。今後、容器包装と製品プラスチックを「プラスチック資源」として一括回収し、資源化することが市町村の努力義務とされる見込みです。 資源化技術に関する御不安につきましては、市が計画している家庭系生ごみの資源化や事業系燃やすごみの資源化は他市での実績がある技術です。また、事業系生ごみの資源化につきましても全国に約160箇所ある食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者（民間施設）での処理実績があります。 紙おむつの資源化は、国においても課題とされ、資源化や下水処理について実証実験や検討が進められており、また、大手の衛生用品取扱い企業が、リサイクル紙おむつの資源化技術の実用化と全国複数個所の処理工場を建設することを公表していますので、今後技術の動向を見極めながら処理手法を検討してまいります。 これらを進めるにあたり、安定的なごみ処理ができるよう、リスク管理として、民間事業者複数者によるバックアップ体制の構築を検討しており、現在、民間事業者と協議を進めています。 災害時の対応につきまして、福岡県朝倉市の事例にでは、周辺市町村とごみ処理に関する一部事務組合（特別地方公共団体）を設立して広域処理をしており、燃やすごみはガス化溶融炉（焼却よりも高い温度でごみを溶かし、焼却灰を出さずにスラグ化（資源化）する技術）で共同処理していますが、九州北部豪雨による災害ごみの仮置き場が許容量に達することから福岡市、北九州市で受け入れ支援やごみ収集車の派遣を行うことが報道されており、ごみ処理施設を保有していたとしても、短期間に大量に発生する災害ごみ全量を自区内のみで処理することの難しさが伺えます。 大規模災害時には、東日本大震災などの事例を見ても、焼却施設で処理可能な量を大きく超える量（本市の災害廃棄物については南海トラフ巨大地震のがれき発生量を約570,000トンと試算している。）や平常時とごみ質の異なる災害廃棄物が発生しており、焼却施設を建設しても全ての災害廃棄物を処理できるものではありません。災害時には、処理できない廃棄物を仮置場に適正保管し、民間事業者での処理や神奈川県などに広域処理を要請し、国の災害廃棄物処理支援ネットワークであるD.Waste-netの利用などにより処理をしてまいります。 なお、大規模災害時には官民間わず近隣の施設が被害を受けることが想定されることから、遠方の事業者とあらかじめバックアップ体制を構築してまいります。

⑤ 資源化の考え方について

No	意見内容	市の考え方
1	P9 植木剪定材の資源化：・38千円/ t もの処理コストをかけているが、発電付きの焼却炉があれば、バイオマス発電として売電収入が得られる。最近の焼却炉（新潟県村上市の事例）では、100 t / d 規模でも発電売電ができる。 ・ 昨年のタケエイへの不正発注事件について、市の責任はないのか？ ・ 製品プラスチックの資源化も税金の無駄使いと考える。	本市が資源化を進めてきた主な理由としては、環境負荷の低減、焼却施設のダイオキシン対策に係る経費の圧縮、最終処分場の確保の問題が挙げられます。 かつては、焼却について名越クリーンセンター、今泉クリーンセンターの2施設で行い、焼却灰は関谷の最終処分場に埋立をしておりました。 平成9年（1997年）廃棄物処理法の改正により、焼却施設のダイオキシン対策が義務付けられ、施設改修に数十億円の経費を要することから、燃やすごみを名越クリーンセンター1施設で処理できる量まで減量することを目標に徹底した減量・資源化を進めることとし、植木剪定材も平成9年（1997年）から分別収集・資源化をしています。 日量100トン規模の焼却施設においてもエネルギー回収ができることは承知しておりますが、昨今の新たな資源化技術の確立や全国的に焼却施設の処理能力に余剰が生じていることなどを踏まえ、①エネルギー回収型焼却施設を建設して処理する場合と②同施設を建設せずに徹底した資源化を進め燃やすごみを他の自治体等との連携により処理する場合について、30年間の経費（売電による歳入を見込む）、温室効果ガス排出量、安定性について評価した結果、②が優位と判断し、平成31年（2019年）3月に「将来のごみ処理体制についての方針」を公表し、今回の計画素案に反映しているものです。 木質バイオマス燃料は、樹木をチップ化して乾燥させ、化石燃料と混焼することにより化石燃料の使用を抑制し温室効果ガスの削減に効果があるものと認識しています。 国内の焼却施設で多くの実績があり、名越クリーンセンターでも採用している焼却方式（ストーカ式）は、炉の稼働時に燃料を使用し、その後は、ごみを随時焼却炉に投入して空気を送り込むことで焼却しています。水分の多いごみを投入すると温度が低くなることから、炉の温度を確認しながら投入するごみを調整して完全燃焼させています。木材の投入により、炉の温度を上げ、燃焼効率を高めることはできますが、本市の植木剪定材は素案に掲載のとおり年間で約11,000トンあり、仮にこれを焼却すると、年間41,000トン（日量約150トン）の焼却施設が必要となります。 焼却施設は大規模にするほどエネルギー効率が上がることから、国では、既に日量100トン以上の施設を設置している地域は日量300トン以上の施設の設置を検討することを示していますが、現在、名越クリーンセンターでは、地元との約束により、焼却量は年間約30,000トン（日量約100トン）を上限とし、また、週当たりの収集車両の搬入台数の上限を定め、排ガスの濃度について環境基準を上回る基準を定めています。このような状況を考えると、本市の場合には大規模な焼却施設を整備することは現実的ではありません。 製品プラスチックは、平成27年（2015年）1月から単一素材を対象に資源化を開始し、平成29年度（2017年度）から対象を容器包装プラシチック以外のプラスチックに拡大しておりますが、収集処理費用は他の品目と比べて高額となっております。国は、令和3年（2021年）3月にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、今国会で審議される予定であり、令和4年度（2022年度）の施行を目指すとしています。特に、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品を市町村が分別収集・再商品化する仕組みなども設けられており、今後の動向を注視してまいります。
2	P51 資源化：・生ごみ、紙おむつ、紙類の資源化協力率に根拠はあるのか？ 豊橋市は生ごみ分別を始めるにあたって、市民説明会を550回実施したとのことですが、鎌倉市にはそこまでの覚悟がみられない。 ・ 紙おむつの資源化のように現時点で確立してないシステムを、4年後に計上するのは無責任と考える。	資源化協力率については、市のアンケート調査や先進都市の実績値を参考にしています。 生ごみの資源化については、新たな分別の協力をお願いすることになるため、御意見にある豊橋市をはじめ先進市の周知方法等を参考にしながら、分別ルール等について、区域ごとに分かりやすく丁寧に説明してまいります。 紙おむつの資源化は、既に建材として資源化を図って実現化しているものや様々な実証実験も始まっており、衛生用品の大手民間企業が既に独自のリサイクル技術を確認し令和4年度（2022年度）にはリサイクルした紙おむつを発売することが報道されています。本市では、どのような処理手法にするのか、市内に施設を建設するのか民間事業者へ委託するのか技術の実用化の動向を見ながら判断してまいります。令和2年（2020年）3月に国が作成したガイドラインを踏まえ、現在、国が主催する紙おむつの資源化事業者と自治体とのヒアリングに参加するとともに、サウンディング調査を実施し関連事業者へヒアリングを行い資源化に向けた具体的な検討を進めています。

No	意見内容	市の考え方
3	ごみ処理問題ですが、「生ごみの資源化」「紙おむつの資源化」「プラスチックの効率のよい100%の資源化」等は、将来的には可能になる日が来るかもしれません。しかし、現時点では研究段階から脱していないように思います。鎌倉市として導入するのは、技術的に確立し、経済的なメリットがあると証明されてからにすべきでしょう。これらの方法では、運搬や資源化の段階で使用する電気や水や人件費や、再生品の使途なども明確にならなければ導入の検討すら不可能でしょう。	好気性微生物を活用した生ごみ資源化技術は既に確立され、自治体や民間事業者において確実な運営がなされています。 紙おむつの資源化は、既に建材として資源化を図って実現化しているものや様々な実証実験も始まっており、衛生用品の大手民間企業が既に独自のリサイクル技術を確立し令和4年度（2022年度）にはリサイクルされた紙おむつを発売することが報道されています。本市では、どのような処理手法にするのか、市内に施設を建設するのか民間業者に委託するのか技術の実用化の動向を見ながら判断してまいります。令和2年（2020年）3月に国が作成したガイドラインを踏まえ、現在、国が主催する紙おむつの資源化事業者と自治体とのヒアリングに参加するとともに、サウンディング調査を実施し関連事業者と資源化に向けた協議を進めています。 製品プラスチックは、本市においては平成27年(2015年)1月から単一素材を対象に資源化を開始し、平成29年度（2017年度）から対象を容器包装プラシチック以外のプラスチックに拡大しておりますが、国は、令和3年(2021年)3月にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、今国会で審議される予定であり、令和4年度（2022年度）の施行を目指すとしています。 今後、資源化を実施するにあたり、御意見のとおり環境面及び費用面さらには、再生品の使途等を十分考慮して対応してまいります。

⑥ 事業系ごみの減量施策について

No	意見内容	市の考え方
1	P.54 事業系のゴミが2025年度でゼロになっていますが、24年度までの推移を見ると無理な事のように思えますが、確実な施策が考えられているのでしょうか。	計画素案では、令和6年度(2024年度)の事業系燃やすごみ7,675トン进行令和7年度には0にすると定めています。 これは、名越クリーンセンター稼働停止後の令和7年度（2025年度）から事業系燃やすごみの全量を民間の資源化施設で処理するとしているためです。 資源化は、事業系生ごみの民間処理施設への誘導及び事業系燃やすごみの民間委託により行います。 事業系生ごみは、食品リサイクル法に基づく国の基本方針において、業種ごとに資源化目標が定められていることから、排出事業者の責任において資源化処理することとし、民間の食品資源化施設への排出を誘導します。 また、生ごみ以外の事業系燃やすごみ及び生ごみを分別していない事業系燃やすごみの資源化の手法については、今後、事業者選定をして決定しますが、昨年、事業系ごみの資源化に関して民間事業者から提案を募集した結果、細かな分別が不要で燃やすごみをそのまま資源化できる「縦型乾式メタン発酵」という技術が有効な手法の一つと考えています。 この技術は、既に香川県観音寺市が利用しており、同市では民間の施設に委託して処理をしています。 この計画素案の元である「将来のごみ処理体制についての方針」（平成31年(2019年)3月）公表時は、令和6年度（2024年度）に関東圏に同様の民間施設が整備されることが計画されていたことから、令和7年度(2025年度)から事業系ごみの全量資源化が可能であると推計しました。 同施設の建設は当初の予定より進んでおり、今年度中には試運転を経て稼働すると聞いており、試運転に合わせて本市の事業系燃やすごみ約1,800トンの資源化を委託し、有効性を確認する予定であり、現在準備を進めています。 事業系ごみの受入れに当たっては、手数料を徴収し、これまで段階的に見直しを行い適正化に努めてまいりました。今後も適正な費用負担を求めてまいります。
2	P23, p54 小規模事業者：・鎌倉市の現状では、処理費用を徴収して公共で処理することが適切と考える。 ・4年後に事業系廃棄物量を突然ゼロにできるのか。	
3	1. ごみ発生量及び処理量の推計において（50～53頁） 51頁表2-10では数値が対前年削減量の表示で50頁の表2-9に照らす場合は変換を要し、ミスリードを招く。すなわち家庭系の生ごみの資源化（2025年988t）と事業系の生ごみの資源化促進（2025年2253t）では正味削減量で2倍以上であるが表記上は217tと可成り少なくみえているが、今回の素案で事業系生ごみの大量処理（家庭系の2倍以上）こそがポイントで、先駆性のある生ごみ処理方式への転換が焦眉の急と考え取り組むべき課題というのが私の意見。 事業者に対して、情報提供や搬入ルート of 確保要請、更には処理手数料の見直し等の「対岸の火事」的な対応策で済む問題か甚だ疑問。堂々と表2-9に生ごみ発生量の推計値を表記し、正座して民意を聴取すべき。本素案中、エンハンス技術の記述もあり注目に値するヒントあり。	表2-10は、減量・資源化策の実施による各年度の燃やすごみの削減量を示しており、表の見方としては、表2-9の各年度の燃やすごみの発生量から表2-10に示す各年度の数値を累計した数値を差し引いて、表2-12減量資源化策実施後の各年度のごみ処理量を算出しております。 例えば、表2-9の令和5年度(2023年度)の家庭系ごみの発生量は22,395トンで、2-10の資源化量（令和3年度の家庭系紙類等分別徹底483トン、同令和4年度190トン、同令和5年度93トン、合計766トン）を差し引くと表2-12令和5年度（2023年度）の家庭系ごみ処理量21,629トンとなります。 資源物については、表2-9令和5年度（2023年度）資源物の処理量20,038トンに令和3年度から令和5年度までの資源化量766トンを加えると表2-12令和5年度（2023年度）資源物の処理量20,804トンとなります。 表の見方につきましては、解説を追記いたします。 また、表2-9と表2-12の「ごみ」の内訳の項目が異なることによるわかりにくさもあるため、内訳の項目を統一いたします。

⑦ 市からの情報提供・広報について

No	意見内容	回答内容
1	①計画に対し変化・変更を要する地域住民（代表者）に対して状況に応じて 早めに市から情報を提供し相互理解を深めること。	御意見のとおり、新たに建設する施設の周辺住民の方には、市からの情報提供や広報を早め to 実施して御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。 また、生ごみと紙おむつを資源化するに当たり、新たな分別をお願いすることになります。生ごみの分別は、調理をした際流し台等に保管しているものを燃やすごみと別に生ごみとして出していただくことになり、保管方法等についても例示をして分かりやすく周知いたします。紙おむつについては、現在燃やすごみに区分しており、分別すれば、有料袋を使用せずに排出できることとしていますが、収集曜日や排出方法に変更が生じる可能性もあることから十分な周知を行ってまいります。
2	③計画が 進行していく事で更なる分別収集が必要性を生じることがあると思われるが 出来るだけ早く広報をしてほしい。	

⑧ さらなるごみの分別について

No	意見内容	市の考え方
1	・P43 分別については既に高いレベルにあると思います。高齢化が進む中、さらに分別項目を増やすことは反対です。	生ごみは燃やすごみの約50%を占め、資源化することにより大幅な焼却ごみの減量に繋がるため資源化が必要です。生ごみの分別は、調理をした際、流し台等に分けて保管しているものを対象にするなどシンプルなルールを考えていますが、高齢者等分別が困難な方に対して、柔軟に対応してまいります。
2	P58 分別収集：・高齢化、ひとり暮らしを考えると、分別がこれ以上煩雑になることには耐えられない。 ・廃棄物処理は市民に協力をお願いするだけでなく、税金を使って低コストで適正に処理することが自治体の責務である。	また、「廃棄物処理は市民に協力をお願いするだけでなく、税金を使って低コストで適正に処理すること」との御意見ですが、「将来のごみ処理体制についての方針」は、新たに焼却施設を建設する場合と建設せずに減量・資源化を進める場合で、安定性、費用面、環境面について評価を行い、その結果、焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方が費用面、環境面で優位であることから妥当であると判断したものです。費用面については、それぞれ30年間のコストを試算して評価を行っています。今後も引き続き減量・資源化に御協力をお願いいたします。

⑨ 戸別収集について

No	意見内容	市の考え方
1	前から何度か申し上げてきましたが、市長の公約である「ゴミの個別回収」を早急に実現していただきたいと思います。住民の意見を聞くだけでは、一向に進まないのではないかと思います。隣の藤沢市は鎌倉市よりも人口がはるかに多いのに、だいぶ前から個別回収を実施できています。鎌倉市にできないはずはありません。今の制度ではクリーンステーションが個人の家の前にあるケースが多く、特定の市民にだけ苦痛を味合わせているばかりでなく、ルールを守らない使用者によるトラブルが絶えません。観光客が多く訪れる場所で個別回収をすると見苦しい、とおっしゃっていた議員さんがおられました。それなら、観光地は外して、住宅が多いエリアから段階的に始めればよいと思います。	戸別収集は、ごみの減量施策とともに、御意見にあるとおり収集環境や景観の向上、クリーンステーション周辺の住民の負担軽減に寄与することが期待できると考えております。課題としては、収集費用の圧縮と市民理解の促進が挙げられますが、引き続き実現に向けて課題の整理を行うなど検討を行ってまいります。
2	鎌倉市が長年に渡って実施している家庭ゴミを一点に集中させる集積所収集の方策は人権侵害が内包しているのです、市のゴミ政策がスキルに傾倒して市民が道具化している状況にあるのです、この傾向が著しいのは施策と言うよりは能率支援ツール方策になっている家庭ゴミの集積所です、浄明寺地区にあるゴミ集積所では約60所帯の家庭ゴミを一軒家の脇にゴミ袋を一点に集中させることによって夏は臭くて窓も開けられない、ペットボトルが15本ぐらい並べられ清掃道具のホキーや塵取りがぶらさがっている、住民の中には昔からここわゴミ置場であつた、泣寝入り、しかし道路に既得権ある？住民は気の毒に思うが見て見ない振りおするタブー「禁忌」この様な不理尽な場所を市はクリーンステーションと言う、まさに人権侵害が交錯した所です。一般的には「等しいものは等しく、異なるものは別異に」との平等原則あります、この原則が欠如しているのが鎌倉市です。 東京都多摩地域では戸別収集の施策が実施しています、この施策は個人を主体とした施策であり憲法のコアである「個人の尊重」「個人の尊厳」人権概念から由来する施策である故に改廃のない不動の施策になっています、青梅市は施行して今年で23年目になりこの施策が優れた施策ことが実証されました。 この波及効果ある施策が多摩地域の各自治体に伝播され多摩地域のほぼ25自治体に及び約400万人の市民が平等の権利を享受しています、この施策の成功は市民の人権、環境保全等の主旨を市民の生活の中で具体的に生かした施策です。鎌倉市に戸別収集施策の実施を要請します。	

⑩ ゴミ処理広域化について

No	意見内容	市の考え方
1	小人口の市や町単独ではゴミ処理やゴミ処理場を維持管理するのは、場所設定や経済的にも問題があるでしょう、ですから広域化には賛成しますが個別の市や町に押し付けるのではなく共同して新しい施設を設けるべきと思います。 鎌倉市には場所が提供できなければ葉山に提供していただき鎌倉・逗子・葉山で最新のゴミ処理場を設置し共同で運営されることを望みます。	2市1町ゴミ処理広域化実施計画では、逗子市の既存焼却施設について令和16年度(2034年度)まで稼働を予定しております。その後は、人口減少や資源化の推進に伴い可燃ごみの量が減るため、2市1町の規模で新たな施設を整備することは非効率的であると考えられることから、新たな焼却施設は建設せずにゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進め、広域ブロックの区割り見直しや県内他市町村との連携について、神奈川県と協議を行ってまいります。 なお、葉山町のクリーンセンター跡地は、逗子市と葉山町の生ごみ資源化施設及び燃やすごみ中継施設等として再整備が予定されています。

⑪ ゴミ処理の経費について

No	意見内容	市の考え方
1	P22 ゴミ処理経費：・鎌倉市のごみ処理経費が高いのは、焼却ごみ量を減らしたいがためにコスト高な資源化を行っているためで、地形的要因による収集コストのためではない。 ・ゴミ処理経費の内訳を詳細にして、同規模自治体との比較を出してください。	県内各市町村のごみ処理経費については、「平成30年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（令和2年5月）」（以下、「事業概要」といいます。）に掲載されています。 本市の市民1人当たりのごみ処理経費は18,578円で県内市町村中第4位、19市中では第1位となっています。 ゴミ処理経費の内訳として、1人当たりの収集運搬費、中間処理費、最終処分費、その他の4つの区分が示されており、本市は、1人当たり収集運搬費が9,507円で19市中第1位、中間処理費が6,175円で19市中第8位、最終処分費が2,852円で第1位、その他が44円で19市中第3位となっています。 市民1人1日当たりのごみ排出量は932gで、19市中第3位となっており、その内訳は家庭系ごみが667gで19市中第8位、事業系ごみが265gで19市中第1位となっています。 また、分別数については、1位が24分別（綾瀬市）、2位が23分別（秦野市、藤沢市）、3位が22分別（厚木市）、4位が21分別（鎌倉市、伊勢原市、南足柄市）となっています。 ゴミ処理に関する各市の状況は、現在把握している限りでも、広域処理の有無、資源物の集団回収（町内会等による回収）の有無、市で受け入れるごみの種類の違い（本市で受け入れている、各家庭から造園業者を通じて出される植木剪定材を受け入れていない市もある）、収集頻度の違い（本市で週1回収集している品目を2週間に1回としている市もある）、最終処分場（埋立地）の有無など様々であり、正確な比較をするためには、更に詳細な聴き取りをする必要があります。 事業概要で把握する限り、本市の特徴として、観光地であることから事業系ごみが多いこと、資源物のうち、新聞・雑誌、段ボール、布類が多いことが挙げられ、これらもゴミ処理経費が高額になる一因と考えられます。1人当たりの発生量は、新聞・雑誌が最少の厚木市の3倍以上、段ボールは最少の秦野市の約2倍、布類は最少の秦野市の4倍以上、容器包装プラスチックも県内19市の平均より多い状況です。 収集運搬経費が高額である理由は、以前、調査した中では谷戸が多いという地形的な特徴から、収集車1台当たりの回転数那他市に比べて低く、収集効率が良くないためと分析しています。実際に、収集車（パッカー車）が入れない地域については、軽車両で収集しています。また、他市と比較して資源物の排出量が多く、限られた時間内に収集するため収集車両の台数にも影響することが考えられます。 最終処分費が高額である理由は、最終処分場を持たないことから、焼却灰を全量資源化（熔融固化処理によるスラグ化）していることが挙げられます。 焼やすごみについては、環境負荷の軽減と焼却施設の大規模改修費・維持管理費圧縮のため、名越クリーンセンター1施設で処理できる年間30,000トンを目指して、資源化を進めてまいりました。 1人当たりのごみ処理経費は少しずつではありますが下がってきており、今後とも環境負荷の低減とともに経費負担を考慮した効率的な処理に努めてまいります。

⑫ 深沢クリーンセンターの利活用について

No	意見内容	市の考え方
1	（参考）深沢クリーンセンター 「下水道施設への直接搬入で、今後のあり方を検討」とあるが、どんな利活用があり得ますでしょうか？又は更地にする方向か？	深沢クリーンセンターは、公共下水道の普及が進み設備規模が縮小していることから、し尿及び浄化槽汚泥の下水道施設への直接放流について検討を行っています。また、規模の縮小に伴い未利用地部分については、当該地の用途地域が住居系であることも踏まえ市営住宅の移転先として決定しております。

⑬ その他

No	意見内容	市の考え方																				
1	もし、どうしてもすぐに個別回収の実現は難しい、というのであれば、せめて、今のクリーンステーションの配置見直しをお願いいたします。利用者数が少ない所と多い所、ごみの量も少ない所と多い所とあり、不公平です。利用者数やごみの量が増えているところは2分割するか、別のじゃまにならない場所に移動するように市の方で促していただけないでしょうか？住民間で話し合いで決めてほしい、というのは無責任だと思います。住民同士が話し合っても永久に結論は出ません。古くから住んでいる人たちは、自分たちの所に移されたくないと思い、いくらこちらの窮状を訴えても同情すらしてくれません。住民に決めさせるのではなく、行政で決めていただきたいと思います。それが頼れる行政だと思います。	クリーンステーションの設置場所の選定については、利用される住民の皆様が効率的に排出できることや、民有地に設置する場合は土地所有者の承諾を得ていただいていることなど、それぞれ地域における土地の状況等が異なることから、地域の状況を一番把握している住民の皆様で話し合って決定していただいています。 また、本市のクリーンステーションは現在約5,000箇所存在しており、全てを行政が管理していくことは困難であることから、設置したクリーンステーションの管理も利用する皆様をお願いしています。 そのため、クリーンステーションの配置場所等でトラブルになっているケースについては、市に相談をいただきアドバイス等は行いますが、行政が決定するものでなく、地域住民が話し合って決めるものであることを御了承ください。																				
2	① 5頁：図2-1及び60頁：図2-10（分別区分ごとの中間処理及び処分の方法）に於いて現状で明らかにごみの取り扱いが異なっている、名越、今泉、坂ノ下を一括りで表現しているのは理解できない。見方によっては不誠実と言える。	処理内容を記載いたします。																				
3	・P5 図中の名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター、坂ノ下積替所内での流れがよくわからず、別紙追加し詳細をお願いします。判断ができない。																					
4	資料が多過ぎて読むのに苦労する。要点をまとめるべし。	P11 進捗状況 文言だけでなく表2-4を見直して図で分かるようにします。 <table><tr><td></td><td>基準年度</td><td>実績値</td><td>目標値（計画策定時）</td></tr><tr><td>ごみ総排出量</td><td>66,922 t</td><td>58,607 t</td><td>58,282 t</td></tr><tr><td>資源化率</td><td>48.2%</td><td>52.1%</td><td>約53%</td></tr><tr><td>焼却量</td><td>37,284 t</td><td>29,993 t</td><td>28,854 t</td></tr><tr><td>温室効果ガス排出</td><td>15,799 t -CO₂</td><td>11,994 t -CO₂</td><td>9,188 t -CO₂</td></tr></table>		基準年度	実績値	目標値（計画策定時）	ごみ総排出量	66,922 t	58,607 t	58,282 t	資源化率	48.2%	52.1%	約53%	焼却量	37,284 t	29,993 t	28,854 t	温室効果ガス排出	15,799 t -CO ₂	11,994 t -CO ₂	9,188 t -CO ₂
	基準年度	実績値	目標値（計画策定時）																			
ごみ総排出量	66,922 t	58,607 t	58,282 t																			
資源化率	48.2%	52.1%	約53%																			
焼却量	37,284 t	29,993 t	28,854 t																			
温室効果ガス排出	15,799 t -CO ₂	11,994 t -CO ₂	9,188 t -CO ₂																			
5	1、第1印象はまず第1に余りにも膨大な資料で要点が解り難い。読んで貰おうとの姿勢に欠けるのでは。 P7~13 表現も目標値、達成・進捗状況（値）、その施策を一図で判るようにする、等。																					
6	2、P37の表現；今後、中身の検討を具体的に言う、と記載してあるが、本当にそれで良いのですか？	御質問の「P37の表現；今後、中身の検討を具体的に言う」につきましては、家庭系生ごみの資源化に関することと理解して回答いたします。 家庭系生ごみ資源化施設の建設につきましては、これまでの説明会や広域実施計画のパブリックコメントにおいて技術面や周辺環境への御不安等について御質問や御意見をいただいているところです。素案に記載のとおり、好気性微生物を活用した最適な施設整備の方法や収集方法を検討し、具体的な数値等の根拠を示しながらわかりやすく御説明し、住民の理解を得て進めます。																				
7	・P2 2計画期間にて一部見直したと記載され、見直した内容についてP28~30の表がすぐに無いと読む側はいったいどこが変わったのかとP28に到達するまで全くわからない。変更点を簡素にまとめたものを直後に入れるべきだと思います。	見直した主な点は、1 ページ計画見直しの背景に記述したとおりです。 ①新たな焼却施設を建設せずにごみの減量・資源化を進め、令和7年度以降焼却を広域連携等で処理をすること ②食品ロスに対する新たな施策 ③使い捨てプラスチックの新たな施策																				
8	・P2 3計画の位置付けについて、文中のⅢ 1（2）③とは何か？脚注をつけて下部の空いているスペースに記載すべきかと思います。	食品ロス削減推進法第13条では、市町村に対し、国が定める基本方針を踏まえて食品ロス削減計画を策定する努力義務が課せられています。 国の基本方針のⅢ 1（2）③は、市町村が食品ロス削減推進計画を策定するにあたっての留意事項を示したもので、その中で、市町村は、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を盛り込むことにより、一般廃棄物処理基本計画を食品ロス削減計画として位置付けることができることを示しています。 そのため、2 ページの3計画の位置付けにおいて、本計画を食品ロス削減計画として位置付けることを記載したものです。 御指摘のとおり、国の基本方針の該当箇所を抜粋して脚注を記載します。																				

No	意見内容	市の考え方
9	・P3 本計画の位置付け図の鎌倉市側で右上の鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画と左の第3次一般廃棄物処理基本計画の間の整合が国の施策のどの部分との整合なのかよくわからない	第3鎌倉市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出抑制の方策、分別収集する一般廃棄物の種類及び分別区分、処理施設の整備等について定めることとされています。また、策定に当たっては、一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つこととされています。 2市1町広域化実施計画については、2市1町の今後の人口推計、減量・資源化策の実施による将来的なごみ量の予測、具体的な連携策について定めており、これらは各市町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図る必要があります。 また、環境に関する最上位法の環境基本法の理念である、環境負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築、環境基本法の理念に則り循環型社会の形成についての基本原則を定めた、循環型社会形成推進基本法に基づく廃棄物の発生抑制と処理の基本原則（再使用、再生利用、熱回収及び適正処分）、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法に基づく分別収集計画の策定など、市が定める一般廃棄物処理基本計画は関連する様々な法令及びこれらに基づく国の計画等と整合を図る必要があることを示したものです。
10	・P4 名越クリーンセンターの焼却の停止は2025年の3月であり、停止はあくまでも令和6年度（2024年度）それ以降と区別して明記すべき。2026年3月まで稼働延長と誤解されます	御意見のとおり修正いたします。
11	・P6 （1）ごみ発生量とP7（4）ごみ焼却量を比較し、事業系ごみの数字で（1）発生量が614 t 減に対し（4）焼却量が1629 t 減とあります。発生量よりも焼却量の方が多いのがよくわかりません。この場合（1）の減量も1629 t では？事業系ごみ約1000 t が焼却していたものが焼却しなくなったという事ならば、事業系ごみは素晴らしく改善されたことになります。	6ページの事業系ごみの発生量は、燃やすごみと資源化している事業系植木剪定材の合計です。7ページの事業系ごみの焼却量は、燃やすごみのみです。燃やすごみは、減少していますが、植木剪定材が増加しているため、発生量の削減量は、焼却量よりも少なくなっています。
12	・P7 （3）資源化率項目にリサイクル率の算出方法を脚注で追加お願いします。	御意見のとおり追加します。
13	・P7 （5）溶融固化処理とありますがスラグがどう利用されているか追記すべきで循環イメージがわかりません	御意見のとおり修正いたします。
14	・P9 表2-2 ごみ処理の収集・処理経費の表のうち 平成29年度の収集処理量P6（1）ごみ発生量の推移の下部表との数字にアンマッチがあります。 p 9は56487 t でP6は59746 t 統一すべきでは？	御意見のとおり修正いたします。
15	・P11 （1）ごみ総排出量の文面で訪問指導の等による削減効果のあとに市民や事業者の協力の他と追記すべきと思います。（3）では記載ありますが総量が減ったことは市民や事業者の協力ではないと読んでしまいます。	御意見のとおり修正いたします。
16	・P13 文中なかほど 焼却施設を建設するよりも環境面で優位とありますが環境面とはCO2排出量を指しますか？臭気や害虫発生についてはどうでしょうか？	環境面は、温室効果ガス排出量を指します。臭気や害虫については、焼却施設同様に影響が無いように対応します。
17	・P13 文中なかほど ごみ排出量の更なる減少が見込まれるとありますが、根拠は何かありますか？一般的に減少は直線的には進まず、漸近線カーブを描くと推察できます。令和7年でなく、全体的な見通しをデーターで示して欲しいです。	燃やすごみ減少の要因は、人口減少及び資源化の拡大が主な理由です。 今後の推計は、本書の資料編に添付いたします。

No	意見内容	市の考え方
18	・P14 文中 2Rの普及に当たっては 以下の文でレンタルやシェアは物を増やさずゴミを減らす効果があると思いますが、100均から新しい商品の購入までの文面は物＝ゴミを増やすことを意味しています。削除すべきでは？	ここでは、ごみの増減に関わらず、あくまで新たな価値観の変化について記述しております。
19	システム全体をSDGsの考え方で考察されるべし。	第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しを図るに当たり、SDGsをはじめ様々な視点を踏まえてまとめていきたいと考えております。第2章第5節「基本方針に基づく施策の展開」の中に各基本方針がSDGsのどの目標に対する施策かをマークで表示をして整理しています。